保護者の皆様へ(情報提供)

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」のご案内

厚生労働省において、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けています。

この支援金は、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ、一定の要件を満たす場合に、就業できなかった日について、1日当たり4,100円または7,500円を支給するものです。

今般、この支援金については、令和2年6月30日までの対象期間が令和2年9月30日まで延長され、申請受付期間も令和2年12月28日まで延長されました。支給金額も令和2年4月1日以降の支給対象日1日について4,100円から7,500円に引き上げられました。

詳細は下記厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等について は、上記リンク先に掲載されています。